

保護者各位

各種警報・災害発生時の対応について

長久手市教育委員会 教育長 川本 忠
長久手市立北小学校 校長 夏目 知好

1 各種警報等発表時の対応について

	在宅時	登校途中	在校時	下校途中
特別警報 緊急地震速報 震度6以上	【注1】の通り	・途中から直ちに帰宅（職員が通学路へ出る） ・PTA地区委員が通学路の要所で学校へ状況等の連絡	・即刻授業を中止し、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報収集をし、安全に帰宅しうると判断した時は、全児童を保護者の引き取りにより、帰宅させる。 【注3】の通り ・通学路が危険と認められるときや通学距離により帰宅が困難と認められるときは校内において安全を確保する。 【注4】の通り	・そのまま帰宅 ・直ちに職員は下校指導
暴風警報 暴風雪警報	【注1】の通り	・途中から直ちに帰宅（職員が通学路へ出る） ・PTA地区委員が通学路の要所で学校へ状況等の連絡	・授業をはじめとする教育活動を打ち切り、全児童を、保護者の引き取りにより帰宅させる。	・そのまま帰宅
暴風警報・暴風雪警報以外の警報及び各種注意報	・特別に指示がない限り平常通り登校 ・危険な場合は緊急メールで連絡	・危険な場合は帰宅（職員が通学路へ出る） ・PTA地区委員が通学路の要所で学校へ状況等の連絡	・平常通り ・通学路の安全確認 ・危険な場合は学校待機 ・下校時、職員が引率	・直ちに職員は下校指導
災害発生時	・状況により自宅待機 ・学校より連絡があれば登校	・安全な場所に避難（職員が通学路に出る） ・安全を確認して、登校可能な状況ならば登校	・学校の安全場所に避難 ・職員が通学路の安全を確認するとともに、市教育委員会との協議により下校させるか否かを決定する。	・安全な場所に避難（職員が通学路にでる） ・安全を確認して帰宅
Jアラート	・自宅待機とする ・以下※Aの情報が発信された場合は、自宅待機を解除し、速やかに登校する。 ・以下※Bの情報が発信された場合は、継続して自宅待機とし、その後の対応は緊急メール等で連絡する。	・【注2】の通り	・授業をはじめとする教育活動を中断する。 ・以下※Aの情報が発信された場合は、学校教育活動を再開する。 ・以下※Bの情報が発信された場合は、全児童を保護者の引き取りにより帰宅させる。	・注2の通り

※A：「日本の上空をミサイルが通過し、領域外に出た」や「日本の領域外へ落下した」

※B：「日本の領土・領域内へ落下した」

【注1】 名古屋地方気象台から特別警報、暴風警報・暴風雪警報が長久手市に発表されている場合

- ・ 午前6時より前に警報が解除された場合は、当日の授業を行います。
※ 警報が解除されても、道路の冠水や河川の増水等により登校が危険と判断される場合は、登校を見合わせ、学校へ連絡してください。
- ・ 午前6時を過ぎても警報が解除されないときは、当日の授業を中止します。

【注2】 登下校中にJアラートの緊急情報が愛知県に発信された場合

市内全域にサイレンが鳴動しますので、以下の避難行動をとってください。

- ・ 近くの建物や地下などに避難する。
- ・ 近くに適当な建物がない場合には、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

【注3】 保護者による児童引き取りについて

- ・ 学校より緊急メールにて連絡します。児童引き取りのために学校へお越しください。家庭への連絡が付かない場合、もしくはお迎えがない場合、児童は学校で預かります。
〈引き取りの方法〉徒歩（自転車可）
〈児童の待機場所〉各教室
- ・ 本校では、緊急メールを本校のメール配信システム（「北小メール」と呼ぶ）にて行っています。北小メールに登録されていない家庭へは、電話による連絡網でお知らせします。

【注4】 特別警報解除時の保護者による児童引き取りについて

- ・ 特別警報が解除され、通学路の安全が確認されましたら、学校より緊急メールにてお知らせします。
- ・ 【注3】と同様の方法でお迎えをお願いします。

2 特別警報、暴風警報・暴風雪警報等の発表及び災害発生時の給食の取り扱いについて

- (1) 警報が、当日午前6時より前に解除された場合は、給食を実施します。
 - (2) 前日までに警報発表の予想ができる場合は、給食の有無についてお知らせします。
 - (3) 給食の中止を前日に連絡した場合、当日午前6時より前に警報が解除されたときは、弁当持参で平常通り授業を行います。
- ※ 分団の集合時刻等については、PTA手帳参照。

3 お願い

- (1) 非常時には学校も各方面に連絡をとりますので、電話回線がふさがると困ります。上記1の件については学校で対応しますので、PTA地区委員の方以外は学校へ電話をかけないでください。
- (2) 災害時の対応については、日頃から広域避難所の所在や待ち合わせ場所等を児童と確認し合っておいてください。
- (3) 異常気象時や災害発生時等には、保護者のみなさんは、地上デジタル放送の文字放送（dボタン）やインターネットの気象情報サイトなどで警報や地震情報などの把握に心がけてください。
- (4) 非常の場合に備えて、この用紙は家庭で確実に保管してください。
(よく見える所に貼っておくのも一つの方法です。)

※ Jアラートについては、愛知県に発信された場合、それ以外の気象警報等については、長久手市に発表された場合となります。

4 その他

- ・ 特別警報、暴風・暴風雪警報発表の有無にかかわらず、長久手市教育委員会からの指示や学校の判断により、前日までに休校、教育活動の打ち切りなどの措置をすることもあります。

(平成31年4月1日改正)